
滑川市イメージアップキャラクター着ぐるみ使用の手引き

滑川市イメージアップキャラクター「キラリン」「ピッカ」の着ぐるみを貸し出しています。使用を希望される方は、以下のことについて承諾いただいた上で利用申請を行ってください。

1 貸し出し物品

- ・ 着ぐるみ1セット（頭部・胴部・脚部・手2本・靴）

2 着ぐるみ等貸し出し基準

(1) 貸し出しが可能な行事等

滑川市の観光PRに資するイベントや広く一般の方が参加・観覧できるイベントなど、以下の項目を主として貸し出しをおこなっています。なお、その他の行事等については、随時お問い合わせください。

- ・ 滑川市が主催・共催・後援する場合
- ・ 自治会・学校・保育園・NPO法人・社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものも含む）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的としない場合
- ・ 民間企業等が開催する行事で、社会貢献活動等公益的な目的で開催する場合
- ・ 上記以外で、滑川市の魅力の発信に資する行事や、市が公益的観点から適当と判断できる場合

(2) 貸し出すことのできない行事等

- ・ 市の信用又は品位を害すると認められる場合
- ・ 安全性への配慮を欠き、又は着ぐるみの既存若しくは汚損のおそれがあると認められる場合
- ・ 結婚式、送別会、忘年会等、参加者があらかじめ限定されている行事又は特定の集団の構成員向けに行う場合
- ・ 宗教的行事、政治活動と認められる場合
- ・ 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- ・ 営利目的の活動に使用する場合。ただし、あらかじめ滑川市と協議し、許諾を得たものは除く。
- ・ 第三者の利益を害すると認められる場合
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらのものが物品等を販売する場合

- ・ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- ・ その他のイメージを損なうおそれがある場合など貸出が不適當であると市が認める場合

3 貸出費用

無料（市役所企画政策課までお迎え願います。）

4 貸出期間

原則5日以内。※管理者が必要と認めた場合には、5日以上の貸し出しも可能です。

5 借用申請から返却までの手続き

(1)受付(先着順)→(2)仮押さえ→(3)申請書提出→(4)審査→(5)決定→(6)打合せ→(7)借用→(8)返却

- ① 先着順で受け付けます。まず、借用を希望する方は電話にて、企画政策課に対し借用の適否等を相談のうえ、日程の仮押さえをしてください。
※この段階では仮押さえであり、下記②及び③を経て正式に貸出決定となります。
- ② 仮押さえ後は、企画政策課へ借用申請をお願いします。
※仮押さえから2週間以内に提出が無い場合は、仮押さえを取り消します。
- ③ 審査の後、借用の可否を電話にて連絡
※審査に1週間程度、お時間をいただくこともあります。
※貸出にあたり、特別な条件を付けることがあります。
※この手引き等に違反した場合又は管理者が不適當であると認めた場合には、貸出し可の連絡後又は貸出後であっても貸出を中止します。
- ④ 事前に日時を打合せのうえ、企画政策課に来ていただき、借受けてください。
※市役所までのお迎えの際は荷室の大きな車でお越しください。
- ⑤ 返却の際も、事前に日時を打合せのうえ来ていただき、担当者による点検を受けてください。
※やむを得ず宅急便等で返却する場合には、その旨を企画政策課へ事前に連絡をお願いします。なお、破損等が見つかった場合は、後日、責任（6—③）を負っていただきます。

(6)注意事項

- ① 着ぐるみの使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行ってください。万が一、事故等が発生した場合、市から要請があった場合は、速やかに利用状況を報告してください。
- ② 着ぐるみを借受けた者は、利用上の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとします。
- ③ 借受けた者の故意又は過失により着ぐるみ等の滅失、損傷、汚損その他の損害が発生した場合、借受けた者は原状回復又は実費をもってその損害を賠償しなければなりません。
- ④ 市の都合による貸出の中止の場合も含め、借受けに要した費用及び中止に伴う損害について、市は一切の負担を負いません。
- ⑤ 借用申請書の内容に変更が生じた場合には、至急、連絡のうえ企画政策課の指示を受けてください。原則、軽微な場合を除き、借用申請書を再提出していただきます。なお、記載内容に虚偽のあることが判明した場合には、貸出を中止します。
- ⑥ 貸出は、その行事等や借受けた者について市が推奨を行うものではありません。
- ⑦ 写真撮影や握手等は無償（商品購入者に限ることも不可）で行ってください。
- ⑧ 借受けた着ぐるみ等を第三者に転貸することは禁止です。
- ⑨ 雨雪時の屋外での使用は禁止です。屋内での使用時であっても運搬時の雨雪等には十分配慮してください。